

吹田市ホームページ管理システム更新等業務審査要領

1 審査概要

審査は、吹田市ホームページ管理システム更新等業務委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び選定委員会に設置する評価部会により実施される。

一次審査として書類審査を実施し、得点の上位 3 者を二次審査の対象者として選定する。その後、二次審査としてデモンストレーション審査、プレゼンテーション審査及び価格審査を行い、一次審査と二次審査の合計点から最優秀提案者と次点提案者を決定する。

2 一次審査（500 点満点）

「CMS 機能要件対応表」「提案書」等を対象に審査を行い、上位 3 者を決定する。

(1) 機能要件（配点：200 点）

① 対象

「CMS 機能要件対応表」

② 評価・採点方法

「CMS 機能要件対応表」に示した要件についての対応状況を採点する。

各者の持ち点を 200 点とし、事業者が提示する対応状況に応じて以下のとおり採点。

必須項目で○：減点なし

必須項目で□△：代替案の内容を評価し、1 または 2 点減点

重要項目で○：減点なし

重要項目で□△：代替案の内容を評価し、減点なしまたは 1 点減点

重要項目で×：1 点減点

(2) 提案書等（配点：300 点）

① 対象

「提案書」、「デモンストレーション動画」等提出資料

② 評価・採点方法

提出された資料等の内容を評価部会員が評価する。

「審査評価基準」に沿って審査項目ごとに A～E の 5 段階で評価し、評価に対応する得点の合計を評価点とする。

記号	評価内容
A	特に優秀な提案である。(最も優れている)
B	効果的な提案である。(優れている)
C	標準的な提案である。(標準的)
D	低い水準の提案である。(劣っている)
E	要件を満たしていない、または示されていない。

(3) その他

- ① 提案書はじめ各種提出書類等に虚偽の記載があれば、評価せず失格とする。
- ② 「CMS 機能要件対応表」「提案書」等提出資料の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定する。

3 二次審査 (500 点満点)

(1) デモンストレーション審査 (配点：200 点)

①対象

デモンストレーション及び質疑応答

②評価・採点方法

デモンストレーション及び質疑応答の内容を評価部会員が評価する。

「審査評価基準」に沿って審査項目ごとに A～E の 5 段階で評価し、評価に対応する得点の合計を評価点とする。(5 段階評価の基準は提案書審査のものと同様とする)

③デモンストレーションの内容

事前に提出している提案書等やデモンストレーション動画を閲覧していることを前提とし、CMS の基本的な操作のほか、職員の操作性・機能性、作業効率化・自動化等に資する特徴的な機能等についてのデモンストレーションを行うこと。

ただし、提案書等の内容と異なる説明があった場合は失格とする。

④その他

ア 本業務に従事する者(プロジェクトマネージャー等)がデモンストレーション及び質疑応答を行うこと。

イ デモンストレーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定する。

(2) プレゼンテーション審査 (配点：200 点)

①対象

プレゼンテーション及び質疑応答

②評価・採点方法

プレゼンテーション及び質疑応答の内容を選定委員会委員が評価する。

「審査評価基準」に沿って審査項目ごとに A～E の 5 段階で評価し、評価に対応する得点の合計を評価点とする。(5 段階評価の基準は提案書審査のものと同様とする)

③プレゼンテーションの内容

提案書や審査評価項目に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。

ただし、提案書等の内容と異なる説明があった場合は失格とする。

④その他

ア 本業務に従事する者(プロジェクトマネージャー等)がプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

イ プレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定する。

(3) 価格審査 (配点：100 点)

①対象

「見積書(構築費用)」、「参考見積書(運用・保守費用)」

②評価・採点方法

「見積書(構築費用)」、「参考見積書(運用・保守費用)」に示した金額について採点する。構築に係る金額と、5年間の運用・保守にかかる費用の合計額を「提案者見積価格」とし、最も低い提案者見積価格を示した者の得点を 100 点とする。その他の者の得点は以下の計算結果に応じた得点とする。(小数点以下四捨五入とする)

「**価格評価点 = 100 点 × (最低見積価格 ÷ 提案者見積価格)**」

4 最優秀提案者の決定方法

選定委員会の各委員が評価点(一次審査と二次審査の合計点(1000点満点))による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。